

8-3-4 契約のあり方専門委員会

1. 専門委員会の活動内容

(1) 位置づけ

当専門委員会は、契約の考え方、契約の構成、契約の種類、法的整理など、契約のあり方全般に関する調査研究を行う専門委員会である。

協会内での様々な検討結果に基づき、協会内での情報共有を図るとともに発注者との共通認識を持つことを目的として活動を行った。

(2) 活動形態・テーマ

原則毎月1回専門委員会を開催し、他の委員会や支部と協働しつつ契約に係る下記案件について検討を行った。

- ① 建設コンサルタント契約における損害賠償責任のあり方検討
- ② 民法改正に伴う標準約款への影響検討
- ③ 契約のあり方講習会の開催
- ④ 技術者の顕彰(銘板の設置)
- ⑤ RCCM 自主学习システム教材の確認

(3) 活動内容

a) 損害賠償責任のあり方検討

過年度に実施した協会会員対象の損害賠償に関する実態調査アンケート、及び海外の事例調査等の結果をとりまとめて、別途設立された「損害賠償責任検討WG」へ引き継いだ。

b) 民法改正に伴う標準約款への影響検討

改正民法施行(令和2年4月)に伴い、公共土木設計業務等標準委託契約約款(以下、標準約款)も改正されることから、民法改正による標準約款への影響、及び約款に係る従来からの問題点を整理した。国土交通省と関連団体(建コン協、全地連、全測連)による「標準約款改正に向けての打合せ」を通して、条文の改正内容を精査し、協会として主張すべき点を提案したが、

約款改正後も依然として残る課題(損害賠償責任のあり方等)については論点と今後の課題を整理した。標準約款改正に関する解説書を作成し、令和2年度に協会内に周知する予定である。

c) 契約のあり方講習会の開催

北海道支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国支部、九州支部の6箇所において「建設コンサルタント契約の課題 ―従来からの4つの課題と民法改正―」をテーマに講習会を開催した。例年、講習会で大森弁護士を講師に招いており、令和元年度は「民法改正と建設コンサルタント契約について」と題して講演いただいた。

d) 技術者の顕彰(銘板の設置)

銘板工への会社名及び技術者名の記載について現状の実態を調査し、「銘板への技術者名の明記は、技術者のやりがいの創出の効果があり、建設業の魅力発信のほか担い手確保に繋がる活動であると考えられることから、積極的な運用をお願いしたい」旨を関係機関に要望していくこととした。

f) RCCM 自主学习システム教材の確認

RCCM 更新対象者の自主学习システムの管理一般分野「建設コンサルタントの著作権」について、教材・演習問題の確認を行った。

2. 主な活動の記録

(1) 専門委員会の開催

- ・専門委員会を10回開催

(2) 国土交通省との標準約款改正に係る打合せ

- ・第3回(R1.8.6)
 - ① 「運用上の課題」について
 - ② 今後の検討の進め方
(第1回、第2回打合せは前年度実施)

(契約のあり方専門委員会委員長 清水 隆史)